

伊東市中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）について

1 趣旨

近年の厳しい社会情勢の中、市内の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）は、地域経済の活性化に向け重要な役割を果たしているが、経営者の高齢化や物価高騰、人材確保難などの様々な課題を抱えている。

このため、市や中小企業等、中小企業等支援機関などが果たすべき役割を明確化し、中小企業等の成長、事業の持続的発展及び地域経済の活性化並びに市民生活の向上に寄与することを目的に、条例を制定する。

2 条例（案）の概要

目的	・ 中小企業等振興施策の総合的かつ計画的な推進 ・ 地域経済の活性化、市民生活の向上
基本理念	中小企業等の振興は、 ・ 中小企業者等の自主的な努力が促進されることを基本として行われること。 ・ 中小企業者等が地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われること。 ・ 小規模企業の事業の持続的な発展のための支援の重要性を踏まえて行われること。 ・ 商店街が地域社会の発展及び活性化に寄与するという認識の下に行われること。 ・ 市、国、県、中小企業者等、中小企業等支援機関、金融機関及び教育機関等の連携の下、市民の協力を得て行われること。
市の責務	・ 総合的な施策の策定、実施 ・ 地域社会における中小企業等の重要性についての市民の理解促進
各主体の責務・役割等	・ 中小企業者等の努力 ・ 中小企業等支援機関の責務 ・ 金融機関、教育機関等の役割 ・ 市民の協力
施策の基本方針	・ 事業承継の促進 ・ 経営の革新及び経営基盤の強化の支援 ・ 創業支援 ・ 人材確保及び労働環境改善の支援 ・ 資金供給の円滑化 ・ 販路拡大及び製品開発の促進 ・ 受注機会の増大 ・ 事業継続の支援 ・ 支援機関の機能強化 ・ 商店街の発展及び活性化の支援